

## 学級編制基準と道費負担教職員定数の配置基準

学級編制及び教員定数は、法律に基づき北海道教育委員会が基準を定めています。

## 1 学級編制基準

## (1) 小学校

| 複式学級（1学級当たり） |           | 単式学級       |                 |
|--------------|-----------|------------|-----------------|
| 2 個学年合わせて    | 1 年生を含む場合 | 1 学級当たり    | 1 年生・2 年生の特例    |
| 児童数 16 人まで   | 児童数 8 人まで | 児童数 40 人まで | 児童数 70 人超で 3 学級 |

## (2) 中学校

| 複式学級（1学級当たり） |  | 単式学級       |                 |
|--------------|--|------------|-----------------|
| 2 個学年合わせて    |  | 1 学級当たり    | 1 年生の特例         |
| 生徒数 8 人まで    |  | 生徒数 40 人まで | 生徒数 70 人超で 3 学級 |

☆北海道教育委員会の基準では、1 学級 40 人の児童生徒数を基準としています。40 人は 1 学級の上限人数ですので、これを 1 人でも上回れば学級数が増えることとなります。この基準は、国の基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づくものです。

☆小学校の第 1 学年と第 2 学年及び中学校の第 1 学年の特例とは、北海道教育委員会が実施する「少人数学級実践研究事業」に基づき、1 学級 35 人の児童生徒数による学級編制となるものです。

## 2 道費負担教職員定数の配置基準

(1) 校長・教頭・一般教諭の配置 〈H3・3・8 北海道教育委員会決定(H16・2・27 一部改正)から一部抜粋〉

| 学級数         |     | 1   |     | 2   | 3      |        | 4   | 5    | 6       |         |
|-------------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|-----|------|---------|---------|
| 配<br>置<br>数 | 小学校 | 2 人 |     | 3 人 | 児童数    |        | 6 人 | 7 人  | 児童数     |         |
|             |     |     |     |     | 15 人以下 | 16 人以上 |     |      | 100 人以下 | 101 人以上 |
|             |     |     |     |     | 4 人    | 5 人    |     |      | 8 人     | 9 人     |
|             | 中学校 | 併置校 | 単置校 | 6 人 | 9 人    |        | 9 人 | 10 人 | 11 人    |         |
| 3 人         |     | 4 人 |     |     |        |        |     |      |         |         |

※教頭の配置基準：3 学級以上の学校（児童数 15 人以下の場合は、学級担任を兼務することになります。）

※小規模校において校長・教員の配置数が児童生徒数を上まわる場合は、当該児童生徒数を限度として配置されます。

## (2) 養護教諭・事務職員の配置基準

①養護教諭：4 学級以上の小中学校または 3 学級で児童生徒数 11 人以上の小学校・中学校に 1 人配置（小中併置校では児童生徒の合計が 11 人以上で 1 人配置）となります。

②事務職員：4 学級以上の小中学校または 3 学級で児童生徒数 15 名以上の小学校・中学校に 1 人配置（小中併置校では児童生徒の合計が 15 人以上で 1 人配置）となります。

